

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年6月30日

【会社名】 神田通信機株式会社

【英訳名】 KANDA TSUSHINKI CO., LTD

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 神 部 雅 人

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田富山町24番地

【電話番号】 (03)3252 - 7731(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 高 橋 昌 弘

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田富山町24番地

【電話番号】 (03)3252 - 7731(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 高 橋 昌 弘

【縦覧に供する場所】 神田通信機株式会社 千葉支店
(千葉県千葉市中央区登戸三丁目3番30号)
神田通信機株式会社 横浜支店
(神奈川県横浜市中区本町二丁目15番地)
神田通信機株式会社 北関東支店
(埼玉県さいたま市大宮区浅間町二丁目167番地)
神田通信機株式会社 大阪支店
(大阪府吹田市江坂町一丁目23番5号)
神田通信機株式会社 名古屋支店
(愛知県名古屋市千種区内山3丁目10番17号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成28年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

配当金の種類

金銭

配当財源の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円 配当総額 24,057,300円

剰余金の配当が効力を発生する日

平成28年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上及び公告手続の合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるものであります。

取締役及び監査役が期待される役割を十分発揮されるよう、また、有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨及び業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第29条（取締役の責任免除）及び第38条（監査役の責任免除）を新設するものであります。

上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

第3号議案 取締役8名選任の件

松丸美佐保、神部雅人、小笹嘉治、高橋昌弘、小栗洋三、前島啓一、田中啓之及び橋本光の8名を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

土生哲也を監査役に選任するものであります。

第5号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役6名（うち社外取締役1名）及び監査役3名（うち社外監査役2名）に対し、当事業年度の業績等を勘案して、役員賞与を総額5,970,000円（取締役分4,910,000円（うち社外取締役分200,000円）、監査役分1,060,000円（うち社外監査役分310,000円）を支給するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	5,566	1	0	(注) 1	可決 99.98
第2号議案 定款一部変更の件	5,566	1	0	(注) 2	可決 99.98
第3号議案 取締役8名選任の件				(注) 3	
松丸 美佐保	5,525	42	0		可決 99.25
神部 雅人	5,525	42	0		可決 99.25
小笹 嘉治	5,524	43	0		可決 99.23
高橋 昌弘	5,524	43	0		可決 99.23
小栗 洋三	5,525	42	0		可決 99.25
前島 啓一	5,525	42	0		可決 99.25
田中 啓之	5,525	42	0		可決 99.25
橋本 光	5,525	42	0		可決 99.25
第4号議案 監査役1名選任の件				(注) 3	
土生 哲也	5,463	104	0		可決 98.13
第5号議案 役員賞与支給の件	5,418	149	0	(注) 1	可決 97.32

- (注) 1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。
 2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。
 3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。